



平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災の災害を教訓として、「地震災害対策緊急整備事業」を創設し、県有建築物の耐震性の確保を図るために、耐震補強工事を実施している。また、耐震補強工事は、「新耐震基準」(昭和 56 年)以前に建築された施設を中心に順次実施しており、耐震診断→補強計画→実施設計→補強工事の 4 段階で完了する。



耐震ブレス取付



鉄骨溶接状況

対象となる建築物：

- 1) 災害対策活動拠点施設
- 2) 救護活動施設
- 3) 避難活動施設
- 4) 災害弱者施設

DATA

平成14年5月～平成18年1月